

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間

2. 内容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について従業員に周知を図る
対策 令和5年8月～ 育児・介護休業法の改正内容について周知を図り、利用促進を推進する

目標2 所定外労働の削減のための措置を実施する
対策 令和5年8月～ ノー残業デーの徹底と人員の確保を行うことによって所定外労働の削減に向けて努力する